

もうかる6次化・農商工連携支援事業（スタートアップ型）実施要領

制定 令和2年3月27日付第202000001386号

鳥取県農林水産部長通知

改正 令和4年4月8日付第20220003479号

1 趣 旨

この要領は、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400200732号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、もうかる6次化・農商工連携支援事業のうち、「スタートアップ型」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、要綱の別表1の第1欄（1）に掲げる事業を行う同表の第2欄の規定に該当する者であって、（1）から（5）の要件を全て満たす者であること。

（1）事業実施主体自らが加工を行うこと。

（2）ア、イ又はウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 農林業者及び農業法人にあっては、事業で取り扱う農林産物のうち、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること。

イ 漁業者、加工グループにあっては、事業で扱う農林水産物は鳥取県産を50%以上使用すること。

ウ ア又はイに該当しない食のみやこ推進サポーターにあっては、事業で扱う農林水産物は鳥取県産を50%以上使用すること。

（3）最終の受益者が、過去に初めての6次産業化バックアップ事業費補助金交付要綱（平成27年7月9日付第201500052425号農林部長通知）に基づき支援を受けた計画における最終受益者と同一の者である場合には、その計画における目標を達成していること。

（4）最終の受益者が、過去に本事業で支援を受けた計画（以下「前回の計画」という。）の受益者と同一である、又はとっとり発！6次産業化総合支援事業実施要領（平成23年6月26日付第201100049058号農林水産部長通知）又はもうかる6次産業化・農商工連携支援事業実施要領（6次産業型）（平27年3月30日付第201400200732号農林水産部長通知）に基づき認定されたプラン及び支援を受けたプラン（以下「前回のプラン」という）における最終の受益者と同一である場合は、前回の計画及び前回のプランで支援を受けた取組と異なる取組であること。

（5）プラン実行に際し、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターの支援を受けること。

3 事業実施計画

（1）事業を実施しようとする者は、別記様式第1号により事業実施計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

（2）要綱第4条第1項の規定に基づき行う交付申請時に（1）の計画書を添付し、農林漁業者、加工グループ、農林水産業を営む法人にあっては東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所又は西部総合事務所（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センターとする。）（以下「地方事務所」という。）、農林漁業者、加工グループ、農林水産業を営む法人以外の食のみやこ推進サポーターにあっては、東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所又は農林水産部水産振興局長（水産分野に係るものに限る。）（以下「所長等」という。）に提出するものとする。

なお、所長等は、必要に応じて交付申請前に（1）の計画書の提出を求め、事業実施計画の内容について審査会を開催することができる。

- (3) 計画書は、次のア～オの要件をすべて満たすこと。
- ア 現状分析が適正に行われ、計画に掲げた目標が具体的であり、かつ、実現性が高いこと
 - イ 事業実施可能な体制が整っていること
 - ウ 地域農林水産業への波及効果が見込まれること
 - エ 別紙様式第1号の4に記載する、事業実施予定年度から起算して3年目の売上目標額が補助対象経費以上であること
 - オ 新規就農者及び異業種から参入し農林水産業を営む法人の場合においては、他の事業計画認定を受けている場合は当該計画との整合性が認められること。
- (4) (2)において審査会を開催しようとする所長等は、農業関係プラン審査会（水産振興局は、6次産業化推進プラン審査会）（以下「審査会等」という。）を設け、(3)の要件に照らし合わせ、提出のあった事業計画の承認の可否について審査会等の意見を聞くものとし、審査会等の意見に基づき、事業計画承認の適否を決定し、その結果を事業計画の作成者に通知するものとする。

4 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業により実施した6次産業化・農商工連携取組実績を所長等へ報告するものとする。ただし、令和元年度までに交付された水産分野以外の事業については、市場開拓局長に報告するものとする。
- (2) (1)の報告を受けた所長等は、その内容を関係機関と共有し、課題解決等の支援を行うものとする。
- (3) (1)の報告は、毎年度の実績を翌年5月20日までに報告するものとし、別記様式第2号により事業実施年度から起算して4年度分まで行うものとする。
- (4) (1)の報告を受けた所長等は、受理した報告書の写しを6月10日までに市場開拓局長に提出するものとする。

5 その他事業実施上の留意点

- (1) 事業実施主体は、原則として競争入札又は相見積により契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。
- (2) 所長等は、作成・承認された事業計画に基づき、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターと連携し、PDCAサイクルを徹底した支援を併せて行うこととする。
- (3) 本事業を活用して製造された加工品については、積極的に食のみやこ鳥取県特産品コンクールに出品するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月27日から施行する。

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和4年4月8日から施行し、令和4年度事業から適用する。

ただし、平成30年度から令和2年度に実施した事業については、この通知による改正後の4の規定を適用する。